

**[ 事案 20-9 ] 契約転換取消確認請求**

- ・平成 20 年 6 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 2 月 16 日 和解成立

< 事案の概要 >

保険契約の転換の取消しと保険料全額の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 3 年に保険（以下「契約 1」）に加入していたが、平成 8 年に受取人の名義変更を依頼したにもかかわらず、それまでの契約 1 が転換され、保険料払済の終身保険（契約 2）に種類変更されるとともに、保険料月払いの終身保険（「契約 3」）に新規加入したとなっているが、転換時には、自ら記載した書面が転換契約に関する書面であることの説明がなかったため、自分が認識しないまま取り扱われたものである。

さらに、平成 12 年には、上記契約 1 と契約 2 を終身保険（「契約 4」）に契約転換をしたことになっているが、当時、自分は海外赴任中で日本におらず、契約者である自分の認識がないまま、父親が代筆してなされたものである。

したがって、平成 8 年および 12 年のいずれの契約も無効であり、契約 1、契約 2 および契約 3 の払込保険料全額を、それぞれ法定利息を付けて返還してほしいと保険会社に申し出たところ、保険会社は、契約 1 については払込保険料全額の返還、契約 2 については解約返戻金（平成 12 年時点）の支払い、契約 3（保険料払込済み）については契約を復旧・継続させると言っているが、当方の申出内容とかけ離れており、納得出来ない。

< 申立契約 >

**契約**

契約年月 平成 3 年 3 月  
保険種類 家族収入保険

**契約**

契約年月 平成 8 年 5 月  
保険種類 終身保険(保険料月払)

**契約**

契約年月 平成 8 年 5 月  
保険種類 終身保険(保険料払込済み)

**契約**

契約年月 平成 12 年 1 月  
保険種類 終身保険

< 保険会社の主張 >

平成 12 年加入の転換契約（契約 4）は、海外赴任中の契約者である申立人の意思を確認することなく、申立人の父親が代筆していることを知りながら契約を成立させたことから、以前から提案のとおり、契約転換を取り消し、払込保険料全額の返還に応じ、契約転換前の契約状態に復旧することとしたい。しかし、契約 1 から、契約 2 の転換取消しと契約 3 の新規加入取消しについては、下記により応じることは出来ない

平成 8 年 3 月 5 日申込日の転換手続きのための「生命保険契約申込書兼保険種類変更請求書」が残っており、また、同年 3 月 7 日告知日の「告知書」と同日申立人勤務先にて実施した当社社医の診査による保険契約加入の検診書が残っていることから、申立人主張の「受取人名義変更」とは考えられない。

なお、受取人の名義変更は、平成 3 年 10 月に手続きされていることが判明しており、申立人は、名義変更手続と転換手続きを混同しているものと思料される。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類にもとづき審理するとともに、申立人からの事情聴取等を行い検討を進めたところ、保険会社より、裁定申立て前から申

立人に提示されていた和解案(契約 については払込保険料全額を返還し、契約 については解約返戻金を支払い、保険料払込済みの契約 については契約を復旧・継続させる)が、改めて提案された。

裁定審査会では、下記により、同和解案にて解決するのが妥当であると判断し、生命保険相談所規程第38条第1項にもとづき裁定書による和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ同意が得られたことから、和解契約書を締結し、円満に解決した。

(1) 転換契約(契約 、新規加入契約 )の効力について(平成8年)

申立人が自署または記載した書面は、冒頭に、他の文字より大きい太文字で「生命保険契約申込書兼保険種類変更請求書」、「告知書」と印刷されており、生命保険契約の書面であることは容易に識別でき、申立人はその書面に自署または記載をしている。また、社医による「検診書」の記載内容は、申立人が診査を受けた事実を窺わせるものであり、転換契約がなされた事実が推認される。

一方、申立人からの事情聴取において、申立人は、保険契約をした記憶はないと説明するが、当時の記憶は明確でなく、前記書面の存在に関して合理的な説明はなされなかった。したがって、転換契約を否認する申立人の事情聴取の結果をもってして、転換契約の無効を認定することはできない。

(2) 転換契約(契約 )無効の取扱いについて(平成12年)

当初より保険会社は、転換契約(契約 )を取り消し転換前の契約状態に復旧することに応じていたが、この場合、保険会社は申立人に対し保険 の払込保険料全額を返還し、申立人は保険会社に対し復旧された契約 について、転換時から現時点までの保険料を支払うべきことになり(契約 は保険料払込済み) 実際には、その精算差額分の授受がなされ、申立人が求める契約 、 の払込保険料全額の返還が認められることにはならない。

これに対し保険会社は、申立人の意向に配慮し、契約 については払込保険料全額を返還し、契約 については転換時点での解約を認め転換時からの保険料支払いを求めず、解約返戻金を支払う旨申し出ている。これにより、上記の保険料精算は不要となり申立人の受領額を増やす結果となり、申立人にとって有利な申出と言えるため、申立人が要求する法定利息を付加する必要はないと考えられる。